

振込依頼人名変更による 暗号資産交換業者・資金移動業者への振込制限について

特殊詐欺やSNS投資詐欺・ロマンス詐欺、インターネットバンキングにおける不正送金の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座宛に送金される事案が多発しています。

金融庁・警察庁からの要請により、振込依頼人名を変更して暗号資産交換業者や資金移動業者宛てのお振込みはできません。

◎振込依頼人名による取扱可否の具体例

支払い口座名義	振込依頼人名	振込可否
コウサン タロウ	コウサン タロウ	振込可
コウサン タロウ	1234 コウサン タロウ	振込可
コウサン タロウ	<u>カンダ</u> タロウ	振込不可
コウサン タロウ	コウサン <u>ジロウ</u>	振込不可
コウサン タロウ	<u>KOSAN TARO</u>	振込不可

◎ご参考

- ・[第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について](#)
(金融庁のウェブサイトへ移動します)
- ・[暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関の要請について](#)
(警察庁のウェブサイトへ移動します)



想いに寄り添い、未来へつなぐ
興産信用金庫

K O S A N